

六、燒跡ヨリ發見セル有價品ハ發見地ヲ詳記シテ官ノ保管ニ移ス

第二款 作業順序

- 一、燒残り建物ノ破壊及爆破
- 二、粗片付(瓦、燒瓦、木、石材、金屬片等拾ヒ分ケ)
- 三、燒土搔キ
- 四、運搬

第三款 作業設備

- 一、各區毎ニ本部一ヶ所又夫溜リオケ所以上ヲ設ク
- 二、本部ニ左ノ設備ヲ為ス
 - イ、事務所
 - ロ、物資貯藏庫
 - ハ、火作り、木ニ搔キ場

- ニ、無宿人夫宿泊所ハ、炊事場、診療所、
- 三、人夫溜リハ、天幕張り又ハ小屋掛ケトシ炊事場、事務所、及休憩所ヲ設ク
- 四、所要地点間ニ輕便鉄軌又ハ索條ヲ架設シテ運搬ニ使ス
- 五、点燈及動力用電線ヲ架設ス
- 六、夜間作業ヲ為ス所ニアーケ燈ヲ設ク

第四款 材料器具

- 一、材料ハ、其ヲ限り官ヨリ貸与又ハ譲与ヲ受ケテ事ヲ希望スレトモ尚不足ナルモノハ本総同盟ニ於テ之ヲ調弁シ得ル自信アリ、
- 二、工作運搬具ハ、自給自足ヲ原則トシ之レガ為メニ上記ノ工場ヲ設ク
- 三、燒鉄及木石片ノ利用シ得ルモノハ材料トシテ之ヲ使用ス
- 四、船舟ハ必要ニ應ジ借リ入レ得ル見込
- 五、夜間市街鉄道ノ利用承認ヲ希望ス、之ニ要スル運搬車ハ燒残り